

八王子市立第五小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立第五小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

仲間（チーム）とは、目標に向かって努力し、認め合い、助け合い、励まし合える集団であり、そこにはいじめは存在しない。本校は『仲間（チーム）になろう』を合言葉に、『いじめの存在しない学校づくり』を目指す。

〇令和7年度の重点項目

仲間（チーム）は、
目標を一つに、みんなで努力する。
みんなは一人のために、一人はみんなのために動く。
一人一人は、役割を果たす。
一人一人は、最後まであきらめない。

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

- ① 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させる。
- ② コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を積み重ねる。
- ③ 学級活動や体育科保健領域を中心に全教育活動で自尊感情を高めるための授業を積み重ねる。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週水曜日（木曜日） 14時00分（15時00分）から
- 〇構成員 校長、副校長、学校いじめ対策委員会コーディネーター、生活指導主任、養護教諭、各学年・みどり学級主任、スクールカウンセラー
- 〇役割 気になる児童の共通理解、いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断、校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

いじめの事実確認
↓
担任及び学校いじめ対策委員会で今後の対応を協議する。
↓
外部機関との連携
いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援
いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言
↓
教育委員会に報告した事実について、指導及び経過観察（3か月）したうえで、学校いじめ対策委員会としていじめの解消を判断し、本人、保護者が経過観察の終了を同意した場合「いじめ解消報告書」を教育委員会に提出する。
↓
解消されても見守り活動を継続していく。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月9日（水）「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 9月3日（水）「スクールロイヤーによるいじめ防止研修」
- 1月8日（木）「いじめへの組織的な対応」「重大事態の理解と対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童の取組など

いじめの防止等に関わる授業

道徳の時間に、生命尊重や人権に関する授業を必ず行う。

11月 『いじめ防止授業』

11月10日（月）～21日（金）の間に、いじめ防止の授業を行う。

SOSの出し方に関する授業

道徳の中で、小学校の全ての段階で「生命の尊さ」の授業を行う。

体育及び保健の学習の中で、子供がストレスへの対処方法等について理解できるようにする。

学期末に校長からSOSの出し方についての講話を行う。

いのちの大切さを共に考える日の取組

ねらい
生命がかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。
よりよく生きようとすることの良さを理解し、人間として生きる喜びを感じる。

取組
「生命尊重」「自然愛護」などに関連した授業を行う。
（6月17日（火）～26日（木））
全校朝会で、校長から命の大切さについての講話を行う。
（6月23日（月））

児童の自己肯定感を高める取組

児童のよさや成長を見付けて、子供一人一人に具体的に伝える。

6月 『ありがとういっぱいハート』
「ありがとう」を言ったり、「ありがとう」を言ってもらったりしたら台紙にシールを貼る。

2月 『ふわふわ言葉川柳』
2月9日（月）～13日（金）の間に、ふわふわ言葉川柳を作成する。
2月16日（月）～3学期末まで、廊下に掲示す

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・学校HP等で、学校いじめ防止基本方針等を周知する。
- ・保護者会等で、子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校HP等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。